

# 令和7年第3回足寄町議会定例会議事録（第4号）

令和7年9月19日（金曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	佐々木康仁君
まちづくり推進課長	赤間恵一君
こども・健康課長	石川建祐君
高齢者支援課長	林俊英君
住民・出納課長	金澤眞澄君
農林課長	加藤勝廣君
建設課長	森岡彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田慎一君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	（加藤勝廣）君
-----------	---------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一君
事務局次長	飯野真有君
総務担当主査	遠藤浩一君

## ◎議事日程

- |         |             |   |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1   | 行政報告（町長）    | < P 4 ~ P 5 >                                     |
| 日程第 2   | 議案第 1 0 9 号 | 令和 6 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 5 ~ P 7 >    |
| 日程第 3   | 議案第 1 1 0 号 | 令和 6 年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 5 ~ P 7 >    |
| 日程第 4   | 議案第 1 1 1 号 | 令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について< P 5 ~ P 7 >       |
| 日程第 5   | 議案第 1 1 3 号 | 令和 6 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >           |
| 日程第 6   | 議案第 1 1 4 号 | 令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >   |
| 日程第 7   | 議案第 1 1 5 号 | 令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >       |
| 日程第 8   | 議案第 1 1 6 号 | 令和 6 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >       |
| 日程第 9   | 議案第 1 1 7 号 | 令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >   |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 8 号 | 令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >    |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 9 号 | 令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 5 ~ P 7 >  |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 1 号 | 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 6 号）< P 8 ~ P 2 1 >          |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 2 号 | 令和 7 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）< P 8 ~ P 2 1 >  |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 3 号 | 令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）< P 8 ~ P 2 1 >      |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 4 号 | 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）< P 8 ~ P 2 1 >  |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 5 号 | 令和 7 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）< P 8 ~ P 2 1 >   |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 6 号 | 令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 3 号）< P 8 ~ P 2 1 > |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 0 7 号 | 令和 7 年度足寄町下水道事業会計補正予算（第 2 号）< P 8 ~ P 2 1 >       |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 0 8 号 | 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）< P 8 ~ P 2 1 >  |
| 追加日程第 1 | 決議案第 1 号    | 足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議< P 2 2 >        |
| 追加日程第 2 | 意見書案第 7 号   | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書< P 2 3 >                  |

- 追加日程第 3 議員派遣の件＜ P 2 3 ＞
- 追加日程第 4 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任  
委員会）＜ P 2 3 ～ P 2 4 ＞
- 追加日程第 5 閉会中継続調査申出書（広報広聴常任委員会・議会運営委員会）  
＜ P 2 4 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

9月18日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に町長からの行政報告を受けます。

次に、令和6年度決算審査特別委員会に付託し、休会中の審査となっております議案第109号から議案第111号までと、議案第113号から議案第119号までの各会計の決算認定について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第101号から議案第108号までの令和7年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、雌阿寒岳の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことに伴う対応等について、行政報告を申し上げます。

札幌管区气象台によりますと、雌阿寒岳は、令和7年9月11日から火山活動が活発になり、9月15日に气象台が行った現地観測により、ポンマチネシリ96-1火口及びその近傍にごく僅かな火山灰の堆積を確認するとともに、新たな噴気孔の形成や火口内の温度が上昇していることも確認されました。同火口からの噴気も高さ約100メートルまで上がるなど、噴気の量も多い状態で推移していることなどもあり、同日15時20分に、雌阿寒岳のポンマチネシリ火口から約500メートルの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性があるため、噴火警戒レベルを1から2に引き上げると、同气象台から発表されました。

引上げ発表後の本町の対応ですが、担当職員が登庁後、釧路市や十勝総合振興局などの関係機関との協議と情報共有を図るとともに、本町を含む雌阿寒岳周辺自治体や関係機関等で組織する雌阿寒岳火山防災協議会作成の雌阿寒岳火山防災計画に基づくレベル2における対応策を実施しています。

具体的には、同日中に雌阿寒温泉登山口とオンネトー登山口の2か所に登山規制看板を設置し、茂足寄地区での防災無線による周知、町ホームページでの注意喚起、さらに町内にエリアメールを発信しました。翌16日には、関係課長と会議を開催し、対応策を協議するとともに、前日は夜間のため設置することができなかった雌阿寒温泉登山道とオンネトー登山道の7号目に登山規制看板を設置しました。また、登山客への周知を強化するため、茂足寄地区での

屋外防災無線放送は、9月23日まで1日2回継続して行っています。

雌阿寒岳の噴火警戒レベル2への引上げは、平成30年11月以来となりますが、レベル2では、火口から約500メートルの範囲において噴石等が飛散するおそれがあるため登山規制を行うものの、山麓等への被害は想定されておらず、オンネット周辺の散策等は問題ありません。

活発な火山活動が早期に収束し、噴火警戒レベルが引き下げられることを願いますとともに、今後も雌阿寒岳火山防災協議会をはじめ関係機関との連携を強化し、情報共有を図るなど、警戒体制を継続してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第109号から議案第119号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第11 議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題とします。

本件における委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第109号令和6年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

これより、議案第110号令和6年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号令和6年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第110号令和6年度足寄町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

これより、議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第111号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第113号令和6年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第114号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第114号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第114号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第115号令和6年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号令和6年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第115号令和6年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第116号令和6年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号令和6年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第116号令和6年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第117号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第117号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第118号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第118号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

これより、議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第119号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定いたしました。

◎ 議案第101号から議案第108号まで  
○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から日程第19 議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）まで、一括で提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,946万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億2,755万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節使用料及び賃借料におきまして、町所有の公用車33台に搭載されているテレビ受信機能付カーナビについて、NHK受信料の未払いが判明したため、過年度分も含め、テレビ受信料393万4,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第2項徴税费、第1目税務総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、定額減税補足給付金（不足額給付）といたしまして4,007万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町社会福祉協議会補助金といたしまして3,701万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第14節工事請負費におきまして、PCB含有設備交換・撤去工事といたしまして882万1,000円を、第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして6,147万4,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして1,090万7,000円、第4目水源林造林事業費、第11節役務費におきまして、手数料といたしまして1,999万円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、あしよろ物価高騰応援クーポン発行事業補助金といたしまして1,560万円を計上いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目道路新設改良費、第12節委託料におきまして、橋梁長寿命化修繕調査設計業務といたしまして860万円、第14節工事請負費におきまして、高嶺線道路改修工事といたしまして356万4,000円、第3項河川費、第2目河川維持費、第14節工事請負費におきまして、ポンイナウシ川護岸改修工事といたしまして1,403万6,000円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

第13款職員費、第1項職員給与費、第

1目職員給与費、第3節職員手当等におきまして、退職手当等といたしまして1,517万1,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

8ページへお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人町民税現年課税分といたしまして3,031万3,000円を計上いたしました。

第2項固定資産税におきまして、固定資産税現年課税分といたしまして1,824万1,000円を減額いたしました。

第11款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして1億5,447万7,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして4,796万7,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第16款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費道補助金におきまして、豊かな森づくり推進事業道補助金といたしまして673万9,000円を計上いたしました。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入におきまして、土地売払収入といたしまして2,900万5,000円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、企業版ふるさと納税寄附金といたしまして、株式会社味のちぬや様から100万円、株式会社アガルート様から10万円の合計110万円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第19款繰入金におきまして、財政調整のため財政調整基金繰入金を8,891万7,000円減額いたしました。

第20款繰越金におきまして、前年度の

純繰越金といたしまして4,228万9,000円を計上いたしました。

第21款諸収入、第5項雑入、第3目水源林造林事業収入におきまして、1,999万円を計上いたしました。

第22款町債第1項町債第4目緊急自然災害防止対策事業債におきまして、ポンイナウシ川護岸改修事業債といたしまして1,400万円を計上いたしました。

これで歳入を終わります。

4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加1件、第3表地方債補正、変更3件をお願いいたしました。

以上で、令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

議案第102号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,850万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

第7款基金積立金におきまして、国民健康保険特別会計基金積立金といたしまして1,105万7,000円を計上いたしました。

歳入について申し上げますので、38ページへお戻りください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、医療給付費分現年課税分といたしまして1,163万5,000円を計上いたしました。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第103号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,753万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億378万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

第4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金、第22節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして6,985万1,000円を計上いたしました。

第6款基金積立金におきまして、介護給付費準備基金積立金といたしまして4,742万円を計上いたしました。

歳入について申し上げます。

50ページへお戻りください。

第7款繰越金におきまして、前年度繰越金といたしまして1億1,739万8,000円を計上いたしました。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第104号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,172万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第105号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,032万4,0

00円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第106号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億122万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

85ページをお願いいたします。

議案第107号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ3万円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ3億7,753万4,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

91ページをお願いいたします。

議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ1,261万4,000円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ13億3,079万5,000円とするものでございます。

94ページをお願いいたします。

支出について御説明いたします。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費におきまして、退職手当組合等負担金といたしまして1,147万4,000円を計上いたしました。

次に、収入について御説明いたします。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益におきまして、一般入院収益といたしまして2,732万6,000円を減額し、第2目外来収益におきまして、一般外来収益といたしまして2,348万3,000円を減額しています。

第2項医業外収益、第2目負担金交付金、他会計負担金におきまして、不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金といたしまして6,147万4,000円を計上いたしました。

91ページへお戻りください。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ45万1,000円を増額し、資本的収入の予定額を8,856万2,000円に、資本的支出の予定額を1億1,801万5,000円とするものでございます。

なお、資本的収入及び支出につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、第4条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費におきまして、職員給与費といたしまして1,147万4,000円を計上し、8億8,517万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から、議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

14ページから18ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 17ページの18節、補助金で定額減税の補足給付金ということで上げられているのですけれども、1人4万円の定額減税で頂く割にはそのほか、事業主だとかが事務手続というか、それにすごい時間がかかったと、大変だったというようなお話を聞いているのですけれども、なかなか分かりづらいことなのですけれども、これで大体ほぼ4万円の定額減税のものは処理され、終了するというところでよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） これをもちまして、定額減税につきましては終了する予定でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 歳出の一般管理費で、カーナビです。説明資料99ページになりますけれども、結構な金額で、平成21年10月からということになっておりますが、この間、請求というものは来ていたのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

この間、NHKのほうから請求書等については一切来ておりません。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 請求が来ていな

いということで、遡って支払うということはどういうことなのか、お知らせください。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

この問題につきましては、テレビ等でも取り上げられているかと思えますけれども、地方自治体全体的だと思えますが、カーナビ分への支払い義務というか、そういうのは認識の違いから各自治体とも上げてはいなかったと。まして、NHKからも請求がなかったという状況でございます。この問題がほかの自治体を含めて発覚した際に、足寄町としても実際何台あるのだということも含めて調査をさせていただきました。そうすると、こちらにも書いてありますが、33台ということになりました。

NHKにも問合せをしたのですけれども、NHKとしては、私たちは請求等をしているわけではないけれども、最近の車を買うと、大体バックモニターもついていて、カーナビも一緒についてくるというのが基本なので、バックモニターを含めてカーナビ等がついているのであれば、購入月まで遡って支払っていただきたいと。これがNHKとしては、どこかのまちに5年分だけでいいよだとかという話になると、収拾がつかなくなるので、多分、全ての自治体に購入月から支払っていただきたいということでお話がありました。

足寄町でいくと、一番古いのが町長車になっています。町長車だと平成21年設置車両でございますので、そこまで遡っていくとかなりの金額になってしまったということになっております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） これは各自治体で、新聞等で相当報道されていて、議会が開催するたびに、このことが議会の中で計

上されているというのも新聞でも見えています。

例えばこれを払わない自治体が得をするのか、払った自治体が損をするのか、これは分かりませんよ。本当に全国共通でこれが支払っていかれるものなのか、どうなのか。さらには、こういったことで、今、総務課長からあったように、どこかの自治体もそうなのですけれども、カーナビはつけるけれども、テレビの受信をしないものをつけていくと、交換していくということも新聞等々で書かれておりましたけれども、そういったことで、今後以降については、支払うのは面白くないのですけれども、実はですね。個人でいえば、何年か遡って請求をしますけれども、その請求分についての未払いで、古いものについては、逆に、払っていただけないなら払っていただけないなりで、何年か遡って支払うという請求が来るみたいなのです、個人には。だから、自治体でいえば、ついているときから支払っていいものか、悪いのか、自主的に払うのは仕方ないのかなと思えますけれども、いわゆる今後の対応策を含めて、どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 二川議員がおっしゃるのも十分分かります。理解をいたします。

ただ、NHKの放送法第64条によって、NHKの放送が受信可能な携帯電話、スマートフォン、カーナビ、あるいはパソコンについても、協会の放送を受信できることの受信設備ということで、受信契約の対象だということになっております。足寄町は調べたら、33台ついておりましたので、今回、議会のほうに補正予算を計上させていただきました。

今後の対応策というお話がありました。今、二川議員がおっしゃったとおり、バツ

クモニターが仮にあったとしても、あるいはカーナビがあったとしても、テレビ、ワンセグ受信設備、これが必要かという点、正直言って必要はない。それが一体となって、大体提供されるものですから、今までは一体で購入もしてきましたけれども、私たちとしては、これから今年度中に不必要なワンセグについては、全てケーブルを切って、今年度でその契約を終えましたよというようなことで、NHKに通知をしていきたいというふうに思っております。NHKとは、その旨については、今、協議中でありまして、例えば何か証明を出せだとかという話になるのか、この辺については、NHKと今、協議をさせていただいているところでございますが、基本的にはこちらでケーブルを切断して、来年度以降の契約については必要最小限、本当に必要なものかどうかというのを精査しながら、それ以外については切断いたしますので、契約はしないということになるかと思いません。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 分かりました。

今、協議中ということなので、線を切って断線させることによって、それが認められるか、認められないか分かりませんが、そういった対応をしていただくということですので、今、必要最小限のところはやはり町長車だとか、またパトロールだとか、いろいろ使う車というのはその時々で、先ほどの雌阿寒の噴火ではありませんけれども、そういった情報収集するためのところも必要なかなと思っておりますので、そこら辺も精査して、今後、対応をしていただきたいということで発言に代えたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 18ページから20ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページから22ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 衛生費についての説明資料が102ページにあるのですが、これは前年、町内30施設154個のコンデンサ等を調査して、これに49万7,000円を使っているわけですね。町内30施設のうちの5施設の分ですね。5施設で幾つを撤去するのですか。154個のコンデンサを調べたと。そのうちの5施設の何個のコンデンサを撤去するのですか。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 5施設に対して、今回予算計上をさせてもらった個数は10個になります。こちらは電気保安協会と関係部局と協議させていただいて、現段階で間違いなく低濃度のPCBが含有されているというものをピックアップしています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） そうすると、単純計算すると、1個あたり88万2,000円もかかるのですか。1個あたり88万2,000円。その辺り、平均を確認したいので。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） こちらのコンデンサ等なのですが、施設に設置されてあります分電盤等の一部に含まれている等がありまして、この分電盤の価格、一部取替えではなくて全部取り替えな

くてはいけないとかありますので、数は少ないのですけれども、個数は撤去から交換、部品代、保管場所への運搬を含めてこの額になっています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 分電盤を総取替えするから平均88万円もかかるということですね。

そうしたら、聞きたいのですけれども、去年154個のコンデンサ等を調査対象とした、1個当たり3万2,000円ぐらいかかっている、調査費用が。この154個のうち、こんなふうに撤去しなければならないと思われるのは何個ですか。中には、PCBの入っていないものもあったのですね、多分、分からないけれども。それとも全部、あったのか、そこのところを詳しくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 先ほど言ったように、電気保安協会と関係施設と協議したところ、含有が間違いなくあるだろうというのが5施設10か所になるのですけれども、そのほかにも含有が確認できないものも実際ありました。こちらにつきましては、含有が確認できないので、お金をかけて撤去して交換して、含有が確認できないものについては今回外させてもらっています。この含有が確認できないものについては、今後、各施設で交換時期等が発生したときに、必要に応じて調査をしてもらうということになります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 調査費用は令和6年度に154個分、491万7,000円かけているわけですね。またさらにそのときに、分からないという結果で、今度ま

た調査するのですか、分からないものを。一体どういう業者に頼んでいるのか、そこを聞きたいです。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 令和6年度の調査ですけれども、コンデンサ等があるかどうかという調査をしまして、含有調査まではやっておりますので、今後、各施設が適切な時期に機器の更新があるときに撤去等をしてもらって、必要に応じて含有調査をするという予定でいます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 随分高額だなと。あるか、ないか分からない調査をただで約3万2,000円も取る、1個当たり。もっと安い業者とかなかったのかなって、これについて、業者頼むに当たって見積り、取ったのですか。普通は見積り、最低でも2か所は取って、どちらか安いほうにするということを考えて思うのですけれども、そういうことをしたのかどうかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） こちら、前回の154か所について調査を請け負った事業者が、その場所に全部全で行ってもらって、確認をして調査をしてもらっているの、額的に相当の額にはなっています。

あと、この調査価格につきましては、当然予算時に見積りを頂戴して、それで予算をいただいて、過大な額にならないように調整の上、発注をしております。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 聞いていることが違うのですけれども、私が聞いているのは、何社が見積りしたのですかということをお聞きしたいので、そこをお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 矢野議員、それは過去のことになるのですね。今回のことに関して、どういうふうに……（発言する者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） お時間いただきまして、ありがとうございます。

記憶が定かではなかったのですが、お答えしなかったのですけれども、今確認しましたところ、5社の競争入札で行っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 5社の競争入札で10個処分するのに882万1,000円……

○議長（高橋秀樹君） 矢野議員、ちょっと待ってください。

○4番（矢野利恵子君） 去年のやつね。去年のやつは5社で491万7,000円をかけた。

何ていうか高いな。だって、行って、PCBが入っているか、入っていないか、分かった上で、それだけの3万円のお金を払うならいいけれども、入っているか、入っていないか分からないところにも3万円払うということですか。そして、これから処分するときにも、さらにまた調べなければならない。何て効率が悪いのだと思うわけですけれども。

残りの今度は144個を処分するに当たって、また検査の料金をかける。アフターサービスでこれやってくれたところの人が、分解してPCBが入っているか、入っていないかというのを検査してくれるような体制は整えられないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 昨年度やった調査なのですけれども、施設に使用しているコンデンサ等に含まれているか、含まれていないかの調査をさせていただいて、電源開発等と協議させてもらって、含まれているというものが確認できたものについて、今回、撤去等について予算を計上させてもらっています。

令和6年に調査したものの中には、含まれていないというふうに確認できたものもありますし、含まれているかどうか分からないというものについては、今後、施設の機器を交換するとき等で撤去して、必要に応じてPCBの含有を調査するというところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 調べた154個のうち、残りの144個の中には含まれていないのもあるかもしれないと。含まれているやつについて、アフターサービスで、それを調べてくれないかなど。ただあるのだったら分からないけれども、分解すれば、中にPCBが含まれているかどうかですぐ分かるわけですからね。コンデンサなんて線をぐるぐる巻いているだけなのだから、あれを取れば中身が出るから、それは壊さなければ分からないということになるので、そのときの調査に1台、含まれているか、含まれていないか分からないという調査に3万円も出しているというのは、ちょっと一般人としては受入れ難いやり方だなと考えるので、その点、アフターサービスとして、含まれているか、含まれていないか分からなかったものについては、前回3万円払っているのだから、今回はただでことにならないけれども、ちょっと付け足してぐらいで安く、また同じにこんな値段かけていたら二重にかけることにな

るので、安くやってもらおうということではできないのかどうかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 令和6年度に行いました調査につきましては、これで調査が完了したということで、検収をして終わっているものがございますので、その事業者に、今後またアフターサービスということにはならないのかなとは考えています。

あと、機器に関しまして、取り外して調査すればいいのではないかとおっしゃっていたのですが、取り外してしまうと、分電盤等一部を取り外すことができないというものもありますので、先ほど言ったように、施設管理している管理者が施設の機器の更新の時期に合わせて、それを撤去、交換したときに、必要に応じてPCBの濃度調査を行うということがございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） そんなこと聞いていません。私が言っているのは、撤去するときに調査、今やってしまったら壊れてしまうから分からないという状態なのだから、撤去するときにまたさらに調査することだから、そのときにできないかと。撤去したらもうそれは使わないから分解して、中身にPCBが入っているかどうか、幾らでも分かるはずだから、そのときにそれをやった3万円を取った業者に、また3万円出すのは大変だから、1万円ぐらいでやってくれないかというふうに持っていくことはできないのかと、そこを聞きたいのです。

あるものを壊せと言っていないくて、交換するときにやってくれと、それを聞いています。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 先ほども言わせてもらいましたが、令和6年の調査については業務が終了しておりますので、アフターサービスとして調査を依頼するという事は考えておりません。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） やる人がそう考えていないというのは仕方ないけれども、それでは残りの144個について、1個に88万円もかけないようなやり方で交換していってくれたらありがたいな。これは詳しい人だったら、秋葉原に行って、材料買って、こんなにかけないで作れますよ。

だから、何とか新しいものを交換して、PCBの入っていないものを作る場合にも、なるべく安い業者を選んでやってほしいと思います。その努力をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 努力をお願いします。答弁は要らないですね。要りますか。

住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 先ほど言いましたとおり、各施設を管理している担当部局が必要に応じて、コンデンサ等の含まれる分電盤等を撤去するときには、当然必要に応じて競争入札、随意契約等をして、適正な価格で発注して事業を行うものだと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページから24ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 26ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） お伺いします。

27ページのあしよろ物価高騰応援クーポン発行事業補助金のことだったのです

が、説明資料によりますと、高齢者世帯1世帯当たり5,000円分利用のクーポン券を支給するとなっています。

対象世帯数が1,128になっていますが、独居世帯は何世帯ありますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君）　すぐ分かりますか。分からないですか。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君）　なぜ聞きましたかということですね。2人世帯の、もちろん御夫婦の世帯の方と独居世帯の方と、後でクレーム来ないかなという心配もあるのですよね。1人で5,000円なのに、2人で5,000円なのはちょっとというのが出てこないかどうかということも少し心配なところがありまして、今お伺いしています。

○議長（高橋秀樹君）　まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君）　おっしゃるとおり本来であれば、例えば独居の方、高齢者2人世帯の方、それぞれ1人当たりという形で出せばよりよいと思うのですが、今回、国から来ている財源が623万9,000円と限られている中で、ではどういった支援を行ったらいかということをいろいろ検討させていただいて、実際に商工会から中小事業者が大変苦しいというお話をいただいている、例えばそういったクーポン券を配ったときに、やはり生活に苦しい方々というのがやむを得ずというか、例えば食料品を売っているような大型のスーパーに消費が集中してしまう傾向があって、それでいけば、できるだけそういった町内の小さい企業に消費が回るようにということで、まずはもう一つのほうの子育て世帯に対して、クーポン券もしくは電子クーポンという形で、電子クーポンであれば、町内の加盟店、限られた店でしか使えないので、できればそちらに使っていただきたい。こちらに、財源が使った残りと言ったら大変失礼なのですけ

れども、プラスアルファの部分で、できれば高齢者のほうにも、一般的な情報として、やはり高齢者のほうが物価高騰の影響を受けるという情報がありますので、できる範囲で支援させていただきたいということで、1世帯当たり5,000円という形で、今回はやらせていただきたいという考えであります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君）　3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君）　それで、補助金のバランスは取れたのですか。

補助を頂いた分で、この計算の中で、きちんとバランスは取れたのですか。

○議長（高橋秀樹君）　まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君）　今回、歳出が1,560万円で歳入が623万9,000円ですから、一般財源の持ち出しは、予算上は結構出ている状況ですが、実際に行ってみた結果、例えば申請が来なかった方ですとか、電子クーポンを希望された場合には子供1人当たり1万円なのですけれども、そうではなくて、やはり生活上、クーポンのほう、広くお店で使えるクーポンを希望される場合には、こちら1人当たり5,000円ということで金額が半分になりますので、そうした場合には、恐らくここよりは十分実績としては下がってくるかなと。そうした場合には、最終的には減額補正をさせていただく形になるかなということで、恐らく623万9,000円という補助金を割ることはないと思うのですけれども、町の持ち出しは今の状況よりは減るのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君）　3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君）　何にせよ応援で頂いていることでありがたいことなのですけれども、こういうクーポンというのをお出しになっても、果たして、後でどれぐらい

回収率ありましたかと聞いても、行政のほうではあまり把握していないという場面が多かったのですね、これまでも。だから、これを発行しても、どれだけの回収率があるかということをしちんと把握して、今後ともそうですけれども、把握していただければありがたいなと思います。そうでないと出した意味がないですよ。使い方が分からないから使わなかったとか、そういう方もいるかもしれないですよ。そういうところをしちんと説明してあげて、発行するときにはね。年代関係なく分からない人は分からないと思うのですよ。使い方、分からないかという人がいるかもしれないですよ。だから、対象者にはきちんと丁寧な説明をしてさしあげると。そして、あと回収率は大切なことだと思うのです。無駄なお金が浮いてしまっているわけですからね。だから、そういうこともしっかりと今後お願いしたいなと思います。

質問ではありません。答弁はいいです。

○議長（高橋秀樹君） 商工費、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 26ページから28ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 28ページから30ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 30ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから12ページ、歳入一括で行

います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第101号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第102号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

38ページから42ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

45ページをお開きください。

これから、議案第103号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

50ページから52ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第103号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

55ページをお開きください。

これから、議案第104号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

60ページから64ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号令和7年度

足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

67ページをお開きください。

これから、議案第105号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

72ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 介護保険料ですが、今、後期高齢者では、これは言えないですね。

○議長（高橋秀樹君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第105号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

75ページをお開きください。

これから、議案第106号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算

（第3号）の件の質疑を行います。

80ページから82ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第106号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

85ページをお開きください。

これから、議案第107号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

88ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第107号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

91ページをお開きください。

これから、議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

94ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 96ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 91ページにお戻りください。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第108号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催を願います。

午前11時40分 休憩

午前11時49分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長(高橋秀樹君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君) ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の議事日程に追加し、決議案第1号、意見書案第7号について即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきま

す。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

#### ◎ 決議案第1号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 決議案第1号足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議の件を議題とします。

本件については、総合条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） これについて、よく分からないのですけれども、私は全く聞いていないので、どういう目的でこれを設置しようと思ったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 矢野議員の質問に対してお答えします。

これは全国的にも随分前から協議され

て、いろいろな問題を抱えながら、地方議会の問題を抱えながら、皆さんで随分前から話し合ってきたこととございます。

足寄町も人口減少が続く中、議会の体制をどうしていったらいいのか、町民の負託に応えるためにどのようにしていったらいいのか、単に議員定数を減らすとか、増やすとか、議員報酬を上げるとか、下げるとかだけではなく、トータル的に考えて、足寄町の町議会をどうしていくかということを考えているということで、特別委員会を設置することになったと私は思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、決議案第1号足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の委員の選任については、総合条例第113条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

委員の指名のため、暫時休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 昼食の時間ではございますが、このまま会議を再開させていただきます。

委員の選任については、総合条例第110条第5条の規定によって、早瀬川恵君、田利正文君、木村明雄君、川上修一君、進藤晴子君、多治見亮一君、二川 靖君、以上7名を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に正副委員長の互選を願います。

午後 0時01分 休憩

午後 0時06分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 諸般の報告をいたします。

ただいま、足寄町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、御報告いたします。

委員長に二川 靖君、副委員長に進藤晴子君、以上のとおりです。

### ◎ 意見書案第7号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員派遣の件

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第3 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定いたしました。

### ◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第4 所管事務調査期限の延期についての件を議題

とします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり、次期定例会まで延期することに決定いたしました。

#### ◎ 閉会中継続調査申出書

○議長(高橋秀樹君) 追加日程第5 閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長(高橋秀樹君) これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第3回足寄町議会定例会を閉会いたします。

令和7年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員